

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目次
◆告 示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

告 示

鳥取県告示第六百四十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十九年九月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保安林	八頭郡 河原町・郡家村	三〇六六・一七	八頭地区
保健保安林	八頭郡 若桜町	四三・七〇	東部地区
土砂流出防備保安林	八頭郡 智頭町	一〇・八七	
	八頭郡 船岡町	一〇・一七	
	八頭郡 用瀬町	一・二二	
	八頭郡 八東町	七・三二	
	八頭郡 佐治村	一・〇九	
干害防備保安林	大字殿	〇・二〇	喜才谷山
	大字水口	〇・四六	明見谷東平
	大字赤波	〇・九五	池ノ内下平
		一・五八	赤波
水源かん養保安林	鳥取市 河原町	九二二・一一	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡 郡家町	七・二三	
	八頭郡 河原町	一〇・九七	
	八頭郡 岩美町	一〇〇・八三	
	八頭郡 岩美町	一〇〇・八三	
	八頭郡 岩美町	五・六二	
	八頭郡 岩美町	〇・三〇	
	八頭郡 岩美町	〇・三〇	
	八頭郡 岩美町	四八・九一	

